

## 企画政策部会（平成 30 年 7 月 25 日）における主な意見とその対応

|   | 委員    | 意見  | 対応   |
|---|-------|---|--|
| 1 | 佐々木委員 | ・「再生可能エネルギー等の活用」で、太陽光パネルが乱立している状況にあるので、課題として少し触れた方がよい。                  | 【第 4 章第 1 節 1 「再生可能エネルギー等の活用」】<br>・「現況と課題」に「自然破壊や地域社会との不調和が起きている」等の課題を記載しました。（15 頁 28～31 行）                                    |
| 2 | 佐々木委員 | ・再生可能エネルギーは全体的に良いものであるという認識で書かれていると思うが、トータルでみた時にCO2の排出に実はなっている場合があると思う。 |  |
| 3 | 佐々木委員 | ・「バイオマス利活用の推進」で、バイオマスがどういうものか少し説明を加えた方がよいと思う。                           | 【第 4 章第 1 節 1 「再生可能エネルギー等の活用」】<br>・「バイオマス利活用の推進」に「県内に豊富に存在している家畜排せつ物、食品廃棄物、林地残材等の様々なバイオマス」というようにバイオマスの説明を記載しました。（16 頁 24～25 行） |
| 4 | 佐々木委員 | ・「自動車利用における取組の促進」で、公共交通機関の利用の促進が前の方では触れられていないという印象なので、前の段階で触れた方がよいと思う。  | 【第 4 章第 1 節 2 「省エネルギーの促進」】<br>・「家庭における取組の促進」に「公共交通機関や自転車の利用」を記載しました。（19 頁 36～37 行）   |
| 5 | 佐々木委員 | ・「自然災害・沿岸域」のところで、ここだけ「沿岸域」という場が出ているが、河川や湖沼もある中で少し気になった。                 | 【第 4 章第 1 節 4 「気候変動への適応」】<br>・国の適応計画の分野名では、「自然災害・沿岸域」とされており、本年 3 月に県が策定した適応方針でも同一の分野名としているため、原案どおりとしました。（28 頁 8 行）             |
| 6 | 佐々木委員 | ・「②自然災害・沿岸域」で、「ハード対策の推進に取り組み」と記載されているが、ソフト対策も入れた方がよいと思う。                | 【第 4 章第 1 節 4 「気候変動への適応」】<br>・各分野における適応策の組み込みに、「また、ソフト対策として、防災対策を推進していく」旨を記載しました。（28 頁 13～14 行）                                |
| 7 | 佐々木委員 | ・「気候変動の影響に係る情報の収集・共有等」の「地域の情報」が何かよくわからなかった。                             | 【第 4 章第 1 節 4 「気候変動への適応」】<br>・地域の情報とは、「気候変動影響に関する地域の情報」である旨を記載しました。（28 頁 23～24 行）  |

|    |      |   |  |
|----|------|---|--|
| 8  | 三輪委員 | <ul style="list-style-type: none"> <li>温室効果ガスの千葉県としての削減目標を明確に掲げて大幅に引き上げるべきである。計画にも盛り込むべきである。</li> </ul>   | <p><b>【第2章第1節2「地球温暖化」】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「2016年9月に「千葉県地球温暖化対策実行計画」を策定し、2030年度の県内の温室効果ガス排出量を2013年度比で22%削減することを目指している」旨を記載しました。(5頁34～36行)</li> </ul>  |
| 9  | 三輪委員 | <ul style="list-style-type: none"> <li>今年の夏の猛暑、命の危険が指摘されるほどの状況になって、千葉県でもその影響を受けていると思う。背景には温暖化があると思うので、危機感を持ってこうした影響について、最新のデータと状況で強調していただきたい。</li> </ul>                                  | <p><b>【第2章第1節2「地球温暖化」】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>IPCCの報告による気温上昇の状況について記載しました。(5頁14～17行)</li> </ul>  |
| 10 | 三輪委員 | <ul style="list-style-type: none"> <li>千葉県は他県に比べても温室効果ガスの排出量が多い。平成29年6月の環境省、経済産業省のデータでは千葉県の全国順位は第1位で、全国の9.3%となっている。この現状について計画にどのように記述していくのか。</li> </ul>                                   | <p><b>【第4章第1節2「省エネルギーの促進」】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「地球温暖化対策推進法に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」によると、本県の一定規模以上の事業者から排出された二酸化炭素を含む温室効果ガスの排出量は、報告された事業所全体の8.8%（2015年度）となっている」旨を記載しました。(19頁19～21行)</li> </ul> |
| 11 | 三輪委員 | <ul style="list-style-type: none"> <li>脱石炭は世界の流れである。これ以上千葉県に火力発電所は増設すべきではないと思うが、この点について計画素案ではどのように表現しているのか。世界の動向、周辺動向を県はどのように見ているのか。石炭火力は地球温暖化防止に完全に逆行していく。世界の流れを反映した計画にしてほしい。</li> </ul> | <p><b>【第2章第1節2「地球温暖化」】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「電力部門では、低炭素化が課題となっており、発電施設の高効率化や燃料の転換などが求められている」旨を記載しました。(5頁32～33行)</li> </ul>   |
| 12 | 三輪委員 | <ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化対策計画書制度に係る条例を作っていくことを明確にした基本計画にすべきではないかと思う。先ほどの説明では、必要に応じて検討するということがあったが、作ると明言できない理由は何か。</li> </ul>   | <p><b>【第4章第1節2「省エネルギーの促進」】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「一定規模以上の事業者による取組の促進」として、「排出量の状況、国や他県の動向等を踏まえた上で、削減を図るための仕組みを検討する」旨を記載しました。(20頁22～24行)</li> </ul>   |
| 13 | 三輪委員 | <ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電は千葉県にとっても重要であるが、ガイドラインや条例でリスクや弊害をしっかりとケアしながら進めるべきである。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>県では、県内市町村に対し、国のガイドラインの効果や課題等について意見を聴いているところであり、この調査結果も踏まえ、更なる対応が必要であれば各市町村で地域の実情に応じた対応ができるよう、適切な手法について検討していきます。</li> </ul>  |

|    |      |   |  |
|----|------|---|--|
| 14 | 三輪委員 | <ul style="list-style-type: none"> <li>千葉県の小中学校におけるエアコンの設置率が 44.5% ということで、全国平均よりも低く、関東一都六県の中で最も低くなっている。エアコンの設置について適応策の中で何らかの提言をしていかなければならないと思うがどうか。</li> </ul>  | <p><b>【第 4 章第 1 節 4 「気候変動への適用」】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「各分野における適応策の組み込み」に「熱中症対策について、救急、教育、健康福祉、仕事場・日常生活等の各場面において、予防・対処法の普及啓発、発生状況等に係る情報提供を行う」旨を記載しました。(28 頁 17～19 行)</li> </ul>                |
| 15 | 石渡委員 | <ul style="list-style-type: none"> <li>本県の再生可能エネルギーのほとんどが太陽光発電設備であり、現状、空き地があれば設置されている状況であるが、耐用年数後のパネルの廃棄の問題など多くの問題を抱えている。太陽光発電については、良いことだけではなく、多くの課題があるということを県民に知ってもらう必要があると思う。</li> </ul>                    | <p><b>【第 4 章第 1 節 1 「再生可能エネルギー等の活用」】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「現況と課題」に「自然破壊や地域社会との不調和が起きている」等の課題を記載しました。(15 頁 28～31 行)</li> </ul>  |
| 16 | 石渡委員 | <ul style="list-style-type: none"> <li>事務所・店舗等については、他の分野よりも省エネルギーや二酸化炭素排出削減の余地が大きいと見込まれるとの記述があるが、どういう根拠に基づいているのか。</li> <li>事務所・店舗等がどういう状況なのか、地域の現状を踏まえて、現実的に即して記述すべきである。</li> </ul>                           | <p><b>【第 4 章第 1 節 2 「省エネルギーの促進」】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務所・店舗等の取組の理由として、「延床面積の増加により、二酸化炭素排出量が増加しているため、省エネルギーの取組を支援し、着実に対策を進め、単位当たりのエネルギー消費量を削減していくことが重要である」旨を記載しました。(19 頁 16～18 行)</li> </ul> |
| 17 | 石渡委員 | <ul style="list-style-type: none"> <li>「バリアフリー化やノンステップバスの導入等により公共交通機関の利用を促進します。」との記述があるが、現状として、県南部や県東部では、バス利用が制限されている中で、公共交通機関の利用を促進するのであれば、それに対応する公共交通機関を手当できるのかをよく検討すべきであって、安易に記述すべきではないと思うがどうか。</li> </ul> | <p><b>【第 4 章第 1 節 3 「温暖化対策に資する都市・地域づくり等の促進」】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「交通環境の整備・改善」について、「公共交通機関の利用を促進するため、鉄道駅のバリアフリー化やノンステップバスの導入等を進める」というように文案を修正しました。(24 頁 4～6 行)</li> </ul>                    |
| 18 | 石渡委員 | <ul style="list-style-type: none"> <li>本来であれば、日本全体での効率的なエネルギー配置については、国がきちんと考えるべきであり、日本全体として温室効果ガス排出量を下げろべきという観点から、排出量について一都道府県が多いとか少ないとかということを都道府県単位で議論すべき問題なのかどうかは、県としてよく検討すべきである。</li> </ul>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>電源構成のあり方については、安全性を前提として、安定供給、経済効率性、地球温暖化対策等の環境への適合などの視点から、地域ごとではなく、国が広域的な観点から、総合的に考えるべき問題であると認識しています。</li> </ul>  |

|    |      |   |  |
|----|------|---|--|
| 19 | 池邊委員 | <ul style="list-style-type: none"> <li>各施策の「目指す環境の姿」は小学生の教科書のような記述になっている。これが目指す環境の姿なら、具体的な指標は選定できず、PDCAサイクルは成立しない。</li> </ul>                                       | <p><b>【第4章各節】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「目指す環境の姿」は、必ずしも10年後の姿を示したものではなく、「あるべき姿」として県民と共有するためのものであり、そのため、わかりやすい表現にしています。</li> <li>PDCAサイクルによる点検・評価は、原則10年後を目標とする指標を活用して行ってまいります。</li> </ul>   |
| 20 | 池邊委員 | <ul style="list-style-type: none"> <li>「目指す将来の姿」について、施策の「目指す環境の姿」が実現された時に、どういう将来になるのかをわかるように記載すべきである。</li> </ul>  | <p><b>【第2章第2節「目指す将来の姿」】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「目指す将来の姿」として「持続可能な社会」について追記しました。(8頁16～20行)</li> </ul>   |
| 21 | 畠山委員 | <ul style="list-style-type: none"> <li>マイクロプラスチックによる生態系の影響については、水環境のところでは触れられていない。千葉県は海に大きく面しており、海洋環境問題は千葉県にとって大きな問題となると思うので、マイクロプラスチック対策は是非取り上げていただきたい。</li> </ul> | <p><b>【第4章第2節1「3Rの推進」】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「プラスチックごみの削減」として、「国の動向を踏まえながら、本県においても、使い捨てプラスチック容器の使用削減やポイ捨てを防止するための普及啓発、海岸清掃活動の活性化等に取り組む」ことを記載しました。(31頁17～20行)</li> </ul> <p><b>【第4章第5節2「良好な水環境の保全」】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「(8)水生生物の生息・生育環境の維持・回復を目指す施策の推進」に「水環境中のマイクロプラスチックへの対応」を新たに項目として設定し、「水環境中のマイクロプラスチックについては、国におけるモニタリング手法の標準化の動向を踏まえ、モニタリングの実施について必要に応じ取り組む」ことを記載しました。(63頁32～35行)</li> </ul> |
| 22 | 畠山委員 | <ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギーというと太陽光ばかり取り上げられているが、他に風力発電や地中熱もあるので、それらも書き込むべきである。</li> </ul>  | <p><b>【第4章第1節1「再生可能エネルギー等の活用」】</b>(16頁20行)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海洋再生可能エネルギーの例として「洋上風力等」と記載しました。なお、地中熱利用システムについては、住宅用の太陽光発電設備や太陽熱利用システムとともに普及促進していくこととします。</li> </ul>   |
| 23 | 畠山委員 | <ul style="list-style-type: none"> <li>海洋再生エネルギーとは何を意味しているのか分かりにくい。</li> </ul>  | <p><b>【第4章第1節1「再生可能エネルギー等の活用」】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海洋再生可能エネルギーの例として「洋上風力等」と記載しました。(16頁20行)</li> </ul>   |

|    |       |  |   |
|----|-------|--|---|
| 24 | 瀧委員   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「環境研究センターの機能強化」とあるが、環境研究センターは監視業務をやるところではない。監視業務は行政的な仕事であるため、監視業務は外してほしい。それよりも、県が今抱えている行政上の課題を解決することに特化したセンターであってほしい。</li> </ul>   | <p><b>【第4章第6節2(2)「調査研究体制の充実」】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監視業務などの記述を削除し、調査研究や技術支援に特化した記述にしました。(79頁27～28行)</li> </ul>  |
| 25 | 瀧委員   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の概要図の第3章、第4章の部分を計画の中に入れてほしい。</li> <li>・この中にPDCAサイクルが見えてくると一層良い。例えば、第3章の「環境と経済の好循環の創出」が第4章の政策1から5のどこに関わってくるのか、どのくらい関わっているのかを表わせれば一層良い。</li> <li>・まずは概要図を計画の中に入れてほしい。</li> </ul> | <p><b>【第1章第4節「計画の構成」】(3頁)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1章第4節「計画の構成」に概要図を追記しました。</li> <li>・どの施策がどのくらい関わってくるかを明確に示すことは現時点では難しいものと考えておりますので、適切な方法がないか検討してまいります。</li> <li>・PDCAサイクルによる点検・評価について、指標を活用して環境等の状況を把握するとともに、施策・事業の実施状況を把握することにより、施策・事業の改善・見直しを行ってまいります。</li> </ul> |
| 26 | 瀧委員   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境と経済について、もうちょっと踏み込んでほしい。まだ、環境を餌にして経済を伸ばすという感じがする。そうではなくて、もっと環境と経済を一体にすべきである。</li> </ul>   | <p><b>【第4節第6節3「環境と経済の好循環の創出」】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「現況と課題」において、「環境保全は、環境制約の中で経済を持続的に発展させるための基盤となるものであること」や「環境と経済を同時に向上させていく」旨を記載しました。</li> <li>・「目指す環境の姿」において、「環境に配慮した行動が経済を活性化させ、経済の活性化によって環境保全も促進される」旨を記載しました。(81頁7～10行、30～31行)</li> </ul>                       |
| 27 | 倉阪部会長 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の環境基本計画では電力の転換部門におけるCO2排出量が全体の4割で、それを下げなければならないと書いてある。県の環境基本計画においても、国の環境基本計画における全体認識や、パリ協定を実現するためには大幅に削減しなければならない、その中でエネルギー転換部門における削減が求められているというような現状認識は書いていく必要がある。</li> </ul>  | <p><b>【第2章第1節2「地球温暖化」】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「電力部門では、低炭素化が課題となっており、発電施設の高効率化や燃料の転換などが求められている」旨を記載しました。(5頁32～33行)</li> </ul>   |

|    |       |   |   |
|----|-------|---|---|
| 28 | 倉阪部会長 | <ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化対策計画書制度について、「必要に応じて」という箇所は削除していただきたい。必要に応じて検討するというのはいかにも弱腰であり、検討の結果、何らかの事情でできないというのはいりうるが、検討するかどうかにも必要に応じてやるというのは書き方として非常に弱い。</li> <li>CO2の排出量が千葉県は多いわけだから、タイムラグが生じることなく、事業者の動向を千葉県としてもちゃんと把握して政策を行うということをやっていただきたい。</li> </ul>                         | <p><b>【第4章第1節2「省エネルギーの促進」】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「一定規模以上の事業者による取組の促進」として、「排出量の状況、国や他県の動向等を踏まえた上で、削減を図るための仕組みを検討する」旨を記載しました。(20頁22～24行)</li> </ul>  |
| 29 | 倉阪部会長 | <ul style="list-style-type: none"> <li>千葉県は、CO2排出量がかかなり多く、化石燃料を使った経済サイクルを担ってきたが、パリ協定の実現のためには、今世紀末にCO2を含む温室効果ガス排出量をゼロ又はマイナスにすることが求められており、産業転換を強いられると思うので、県の経済政策として、今の石油コンビナートに代わるものは何か、それを再生可能エネルギーにしていくのか、今から考えておく必要がある。</li> <li>エネルギーシフトが千葉県にどう影響を及ぼすのかを今から検討し、産業政策に生かしていくことが求められると思う。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>県では、京葉臨海コンビナートの競争力強化のため、立地企業が行う事業の高度化や高付加価値化への支援や規制緩和の促進などにより、事業環境の向上に取り組んでおり、今後も、国の政策や企業の動向を踏まえ、施策の検討を行ってまいります。</li> <li>また、再生可能エネルギーについては、市町村等と連携し、地域振興・産業振興にもつながる活用を促進しています。</li> </ul>   |
| 30 | 倉阪部会長 | <ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギーは、地元資本で行うべきであり、好循環として、地元に入りが入るようにすべきと思うが、恐らく地元の事業者は、一部に限られており、ほとんどが外からの出資であるため、再生可能エネルギーの売電収入が外に持ち出されてしまうのではないかと。また、耐用年数が過ぎた後、更新されるのか保証されていない。</li> <li>本当に県の持続可能性に寄与するような太陽光発電設備なのか、確認する必要があると思うがどうか。</li> </ul>                                   | <p><b>【第4章第1節1「再生可能エネルギー等の活用」】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「地域（市町村・事業者等）への導入促進」として、「地域の特性に応じた再生可能エネルギー等の効果的な活用による地域振興を図るため、市町村と連携した再生可能エネルギー等の活用に向けた取組に対する支援を行う」旨を記載しました。(16頁16～18行)</li> <li>「現況と課題」に「自然破壊や地域社会との不調和が起きている」等の課題を記載しました。(15頁28～31行)</li> </ul> |

|    |       |   |   |
|----|-------|---|---|
| 31 | 倉阪部会長 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域と連携した再生可能エネルギー等の活用に向けた取組に対する支援を行う旨の記述があるが、極めて弱い記述であり、地域と調整する窓口を作るというようにしか読めないため、地域主体での地域に貢献する地域の風土に合った再生可能エネルギーの活用に向けた取組に対して支援を行うというスタンスを示すべきである。</li> </ul>        | <p><b>【第4章第1節1「再生可能エネルギー等の活用」】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域（市町村・事業者等）への導入促進」として、「地域の特性に応じた再生可能エネルギー等の効果的な活用による地域振興を図るため、市町村と連携した再生可能エネルギー等の活用に向けた取組に対する支援を行う」旨を記載しました。（16頁16～18行）</li> </ul>       |
| 32 | 倉阪部会長 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・CO<sub>2</sub>の排出量を削減するには、エネルギー消費を減少させる取組を実践していくことが必要となる旨の記述があるが、省エネルギーの考え方は、排熱となる部分を有効に活用することによって、全体としてのエネルギー投入を減らしていくということである。方向として我慢を強いるような記述は修正すべきである。</li> </ul> | <p><b>【第4章第1節2「省エネルギーの促進」】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「現況と課題」に「省エネルギー性能の高い設備・機器の導入、住宅の高断熱化などエネルギーの消費効率を向上させる取組を実践していくこと等により、あらゆる主体でエネルギー消費を大幅に減少させる取組を進めていくことが必要となる」旨を記載しました。（19頁10～12行）</li> </ul>  |
| 33 | 倉阪部会長 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅のZEHについての記述があるが、ZEB化について記載されていない。2030年までに新築する建物については、日本全国としてZEB化を目指すとされているので、事業所のZEB化についても記載すべきである。</li> </ul>  | <p><b>【第4章第1節2「省エネルギーの促進」】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「中小企業や事務所・店舗等による取組の促進」として、「事務所・店舗等における高効率設備の導入及び再生可能エネルギーの活用によりエネルギー消費を正味ゼロにするZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の普及啓発を行う」旨を記載しました。（20頁35～37行）</li> </ul>     |
| 34 | 倉阪部会長 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林経営管理法が成立し、所有者不明の森林については、市町村が管理することとなり、国と都道府県は市町村を支援するという事になっている。この部分に記載するかどうかは別として、所有者不明の森林に係る市町村への支援についても、県の業務内容を記載すべきである。</li> </ul>                              | <p><b>【第4章第1節3「温暖化対策に資する都市・地域づくり等の促進」】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「森林の整備・保全対策の推進」において、「新たに成立した森林経営管理法により、市町村は森林の経営管理の円滑化に努めるものとされたことから、県は市町村による森林経営管理を支援し、森林整備の促進を図る」旨を記載しました。（24頁14～16行）</li> </ul> |